

# 仙台市立宮城野中学校における「いじめ防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント

仙台市立宮城野中学校いじめ防止等対策委員会

## 1 いじめの防止

### (1) 基本的な考え方

- ① 「いじめは、どの生徒にも起こりうる。どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる。」という認識を持つ。
- ② 規律正しい授業と学校行事、生徒が主体的に参加や活躍できる授業や集団づくりが未然防止の基本

### (2) いじめ防止のための措置

#### ① いじめについての共通理解

「いじめは絶対に許されない」という雰囲気や学校全体で醸成する。生徒と教師がいじめとは何なのか具体的な認識を共有する。

#### ② いじめに向かわない態度・能力の育成

生徒が「他人の気持ちを共感的に理解できる情操」、「互いの人格を尊重する態度」「自分の言動や相手や周りにどのような影響を与えるかを判断し、行動できる力」等、円滑なコミュニケーションを図る能力を育てる。

#### ③ いじめが生まれる背景と指導上の注意

「分かりやすい授業づくり」、「一人一人が活躍できる集団づくり」、「ストレスに適切に対処できる力の育成」「いじめられる側に問題があるという認識はやめる」、「生徒の障がいについて適切に理解する」以上が指導上のポイントとなる。

#### ④ 生徒自らがいじめについて学び、取り組む

生徒が主体的にいじめについて考え、いじめ防止を訴えるような取組を推進する。ただし、生徒が教師にやらされているだけの活動や一部の生徒だけが取り組む活動に陥らないように、教師はあくまでも陰で支える役割に徹するように心掛ける。

## 2 早期発見

### (1) 基本的な考え方

いじめは、大人がそれと判断が付きにくい形で行われることを認識する。また、教職員相互に生徒について情報交換を行い、情報を共有する。

### (2) いじめ早期発見のための措置

「定期的なアンケートや教育相談の実施」、「休み時間や放課後の生徒の雑談等から様子に目配り」、「いじめについて集まった情報の共有化」がポイントとなる。

## 3 いじめに対する措置

### (1) 基本的な考え方

いじめを発見・通報を受けたら、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、加害生徒には社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導をする。

なお、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関、専門機関と連携し、対応に当たる。

### (2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ① いじめと疑われる行為を発見したら、その場で止める。いじめの訴えがあれば、真摯に傾聴する。
- ② 発見・通報を受けた時は、管理職、生徒指導主事に直ちに情報を共有する。
- ③ 組織的に速やかに関係生徒からいじめの事実の有無の確認をし、被害・加害生徒の保護者にも連絡する。
- ④ 加害生徒に対して教育上必要な指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分に効果が上がらない場合において、いじめが犯罪行為と認められる場合、仙台東警察署と相談して対処する。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある場合、直ちに仙台東警察署に通報し、適切な援助を求める。

- (3) 被害生徒又はその保護者への支援
  - ① 事実関係の聴取を行う。その際、「あなたは悪くない」と自尊感情を高める。
  - ② いじめの事実は、速やかに家庭訪問等で保護者に迅速に伝える。
  - ③ 被害生徒の不安を払拭するとともに、安全を確保する。また、安心して学習等に取り組めるように、被害生徒に寄り添い、支える体制を作る。
  - ④ 必要に応じて、加害生徒を別室において指導したり、状況に応じて、出席停止制度を用いて、被害生徒が落ち着いて学校生活を送れるように配慮する。
  - ⑤ いじめが解決したと思われる後も、継続して注意を払う。
- (4) 加害生徒又はその保護者への支援
  - ① 事実関係の聴取を行う。必要に応じて、関係機関の協力を得る。
  - ② 事実関係の聴取の後、迅速に加害生徒の保護者に連絡をし、事実に対する理解や納得を得る。学校と連携して以後の対応に当たれるよう協力を要請する。
  - ③ 加害生徒には、自らの行為の責任を自覚させる。
  - ④ 加害生徒の抱える問題等、いじめの背景にも目を向ける。
  - ⑤ 加害生徒に疎外感を与えないような教育的配慮の下、特別な指導計画による指導や、さらには出生停止の措置も含め、毅然とした対応をする。
  - ⑥ 教育上必要があるときは、注意、叱責、居残り、別室指導、起立、宿題、清掃、当番の割り当て、文書指導を行う。
- (5) いじめが起きた集団への働き掛け
  - ① いじめを見ていた生徒にも自分の問題として捉えさせる。
  - ② 同調した生徒には、いじめに加担する行為であることを理解させる。
  - ③ 「いじめは絶対に許されない」、「根絶させよう」という態度を行き渡らせる。
  - ④ いじめの解決とは、被害生徒、加害生徒、周りの生徒を含む全員が好ましい集団行動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことと判断する。
- (6) ネット上のいじめへの対応
  - ① ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を防ぐために、直ちに削除の措置をとる。
  - ② プロバイダに対して速やかに削除を求める等必要な措置をとる。
  - ③ パスワード付きのサイト（アメブロ等）やSNS（LINEやツイッター等）、携帯電話のメールを利用したいじめは発見しにくいので、情報モラル教育の推進や保護者への理解を求めること必要である。

#### 4 その他の留意事項

- (1) 組織的な指導体制
  - ① 校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要である。
  - ② いじめがあった場合、組織的な対応が可能となるように普段から、対応のあり方について、教職員で共通理解を図る。
  - ③ 必要に応じて、関係機関と連携して、いじめに対応する。
  - ④ いじめの指導の記録を保存し、進級、転学に当たって適切に引き継いだり、情報提供できる体制を整える。
- (2) 校内研修の充実
 

年間計画に位置づけたいじめを始めとする生徒指導上の諸問題の研修を実施する。
- (3) 校務の効率化
 

校務分掌の適正化を図り、教職員が生徒たちと向き合えるように組織的体制等を整える。
- (4) 学校評価と教員評価
 

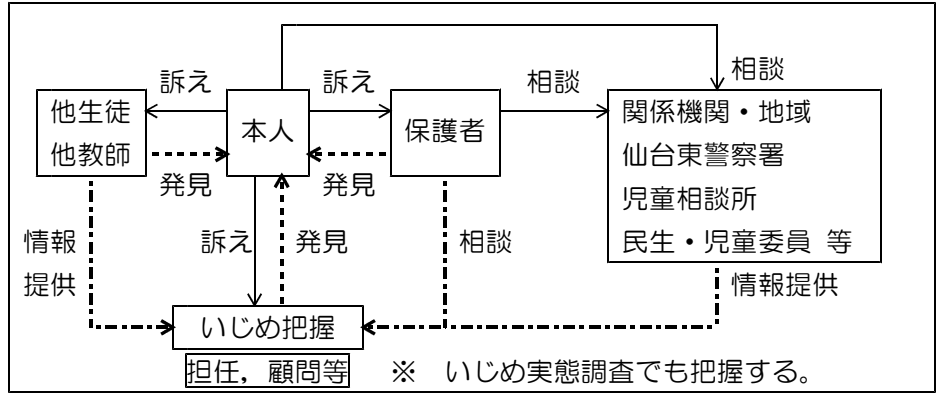
日頃からの生徒理解、未然防止や早期発見、締めが発生した際の対応、組織的な取組等が評価されるようにする。
- (5) 地域や家庭との連携について
 

家庭や地域に対していじめの問題の重要性の認識を広め、緊密な連携協力を図る。

# 仙台市立宮城野中学校 いじめ対策 マニュアルの概要

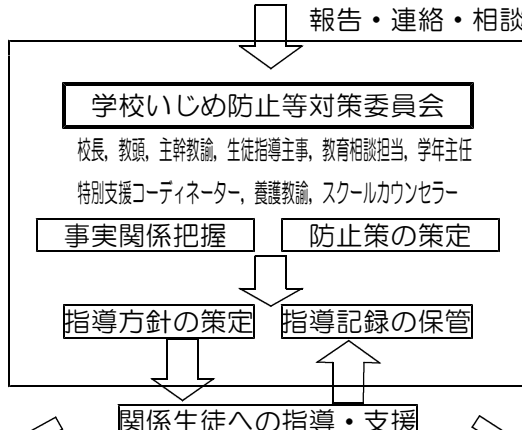
**いじめの定義**

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じるものをいう（法第2条より）



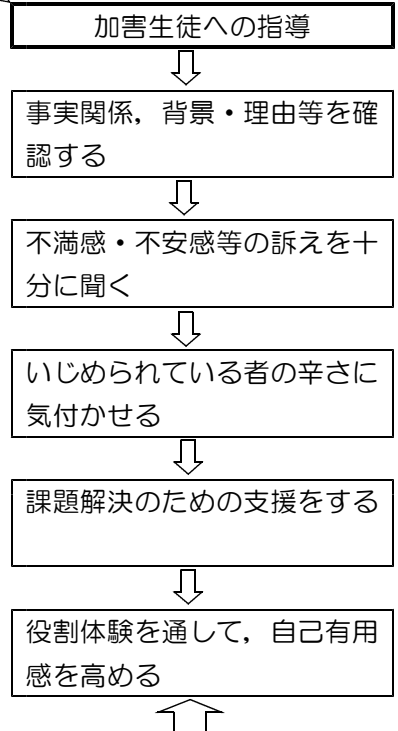
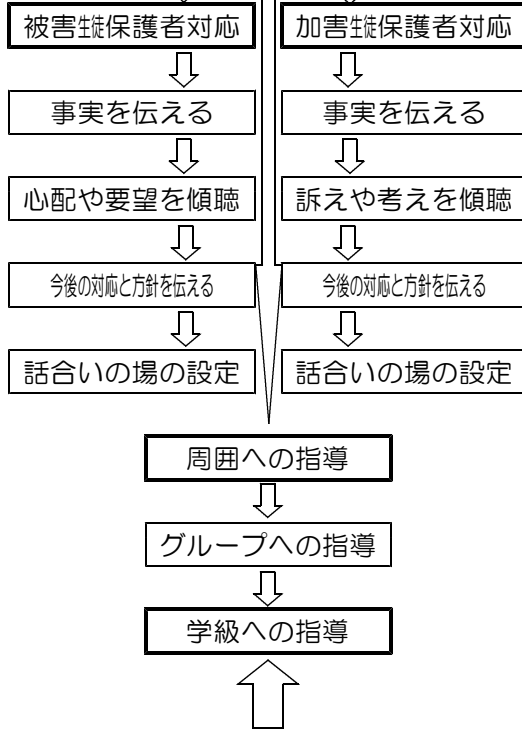
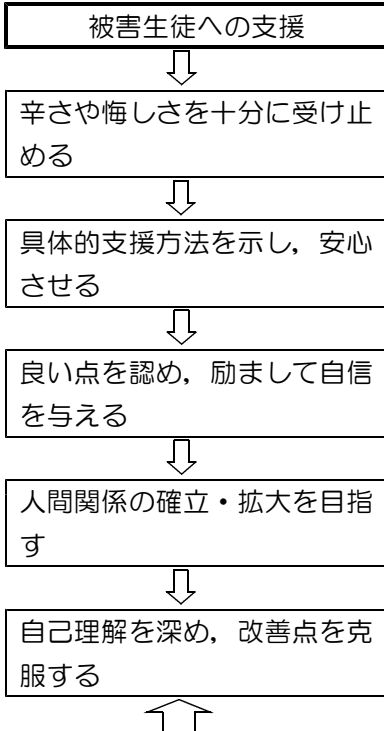
**いじめ実態把握の観点**

被害の様態（課、暴力、ネット等）  
 被害の状況（器物破損、怪我等）  
 いじめの動機・背景  
 被害生徒の実態  
 加害生徒の実態  
 保護者、他教師の把握状況  
 他の問題行動との関連



**いじめ指導の基本姿勢**

人権侵害であるという意識  
 被害生徒の痛みに共感  
 心理的事実も含めて傾聴  
 いじめの背景も把握  
 集団全体を見据えての指導  
 けんか両成敗ではない  
 複数（教員組織・保護者と連携）で指導  
 対処療法的指導で終わらない



いじめ防止対策				
規律・人権尊重	学力向上	自己有用感	教師の力量向上	地域連携
授業規律の確立 清掃指導 道徳の年間計画の充実 (正義を重んじる心・命の大切さ等) 携帯電話安全教室	授業形態の工夫 (さまざまな学び合いの形態の導入) 校内研修の充実	生徒への肯定的理解 Q Uを活用した学級経営 教育相談 学校行事の充実 生徒企画のプロジェクト	校内研修の充実 インターネット利用に関する講習会 いじめ実態調査分析会 いじめゼロマニュアルの活用	学校だより等での啓発 非行防止教室 各種会議等で情報交換

# いじめの起こりにくい学級の土壌作りのためのチェックリスト

このチェックリストは、年度初め、学期末、年度末に活用し、受け持つ学級や部活動が望ましい集団として成長しているのか、いじめを許さない集団に育っているのか確認するのに使用する。

## ◆ 教師の基本姿勢

- どの生徒も公平に認め、褒め、励ましている。
- 生徒たちとの会話や関わりの機会等を多く持ち、積極的な生徒理解に取り組んでいる。
- 生徒の悩みや要望を受け止めることができるように、定期的な相談の機会を設けている。
- 休み時間や清掃時間等、目の届きにくい時間でも、できる限り生徒たちと一緒に過ごし、生徒たちを見守っている。
- 日常的な観察だけではなく、アセスメントツール（QU等）の客観的指標も活用して、生徒たちの人間関係の変化を把握しようとしている。
- 小さな問題行動であっても、その行為を見過ごすことなく、毅然として指導している。
- 教師自身が乱暴な言葉遣いをしない。
- 教師自身が「約束したことは守る」等、生徒たちのよいモデルとなるよう行動している。

## ◆ 落ち着いた生活環境

- 教室や廊下が清潔で、美しく整頓されている。
- クラスのルールや生活目標等は、生徒にとって分かりやすく、かつ、守りやすいものである。
- まじめにこつこつと頑張る生徒が生き生きと活動できる教室になっている。
- 元気よく活動できる雰囲気クラスにある。
- クラスに失敗しても認め合い、お互いを励まし合う雰囲気がある。
- 係活動に新しい試みを取り入れるなどして、係が積極的に活動するよう働き掛けている。

## ◆ 魅力的な授業・学級経営

- 役割や仕事を公平に分担したり、発表の機会を与えたりして、どの生徒も活躍できるような指導をしている。
- 構成的グループエンカウンターやソーシャルスキルトレーニング等、生徒たちの人間関係作りを促進する取組を計画的に行っている。
- 全員が静かに考える時間やお互いの意見を伝え合い、聴き合う時間等を設け、生徒たちに自分と向き合ったり、相手を思いやる力が身に付くような授業の方法や教材を工夫している。
- 授業がマンネリ化しないように、常に授業の方法や教材を工夫している。
- 授業中に2、3人のペア学習や班単位でのグループ学習等、さまざまな学び合いの形態を取り入れている。
- 生徒たちが助け合い、協力し合う場面を、授業や特別活動に取り入れている。
- 生徒たちに多様な生活体験を積ませ、社会性や豊かな情操を育む活動を積極的に行っている。

## ◆ 保護者との信頼関係

- 生徒との人間関係だけではなく、保護者とも気軽に話し合えるような信頼関係を築いている。
- 保護者会や学級通信等でいじめの問題に関する教師の考え方や取組、生徒の日常の様子等を積極的に伝えている。

# いじめ防止のための生徒指導体制チェックリスト

このチェックリストは、学期末、年度末に活用し、教師としての基本姿勢が自分に十分に備わっているか確認するのに使用する。

## ◆ 基本的認識や姿勢

- いじめは、どの学校にもどの生徒にも起こりえるものであり、常に実態把握に努めなければならないことを共通認識している。
- いじめは、命に関わる事態に発展する可能性があるという認識を全教職員が持っている。
- 日頃から「いじめは絶対に許さない」という姿勢を示し続けている。
- いじめの訴えがあった場合、問題を軽視することなく、的確に対応している。
- いじめ問題に対する学校の方針や取組の内容を保護者や地域に積極的に知らせ、いじめ防止に努めている。

## ◆ 早期発見のための取組

- 生徒と気軽に話したりして相談や情報提供がしやすい教師と生徒の人間関係作りに取り組んでいる。
- 教師や廊下の掲示物等にも気を配り、破損や落書きの有無等、積極的にいじめの兆候をつかむよう努めている。
- 日常的に、生徒たちの気になる言動（言葉遣いや休み時間の様子等）について情報交換が行われている。
- 学校生活の死角（空間的・時間的）を把握し、見回る等の役割分担が行われている。
- いじめ実態調査や教育相談等、複数の手段を組み合わせていじめの兆候を早期につかむ取組を定期的に実施している。
- 保健室やカウンセラーの機能を生かして、養護教諭やカウンセラー等が得た情報を効果的に活用している。
- 第一発見の「報告・連絡・相談」の基本ルート等、迅速な初期対応のための具体的方法が全教職員に周知徹底されている。

## ◆ 学校の教育活動全体を通じた開発的生徒指導の展開

- 加害と被害という関係性だけではなく、いじめを生徒集団の課題ととらえ、集団を育てるという視点で教育活動を行っている。
- 日々の授業や学級経営を重視し、分かりやすい授業作りや生徒同士が助け合う集団作りの工夫をしている。
- 道徳や学級活動を重視し、「正義や公正さを重んじる心」や「命の大切さ」等の道徳性を育み、体験活動や日常生活との関連の中で、自尊感情を高める取組を実践している。
- 生徒会等に働き掛け、生徒たちが当事者意識を持っていじめ問題を考え、取り組むことができている。
- 構成的グループエンカウンターやソーシャルスキルトレーニング等、生徒の人間関係を改善する開発的・予防的な取組を全校で行っている。
- いじめ予防指導資料やツールが、必要なときに誰でも活用できるように提供されている。

## いじめ対応チェックリスト（被害生徒と加害生徒への指導）

実際にいじめの事案が生じ、組織的に動くときの行動の指針として活用する。また、年度末の自己評価に活用したい。

### ◆ 被害生徒への対応

- 生徒の辛さや不安を十分に受け止める。
- 事実をもれがないように確認する（いつ・どこで・だれから・なにを・どのようにされたのか）。
- 「気にするな」、「君も悪い」、「このくらい平気」のNGワードは言わない。
- 何があっても守ると約束する。
- 他に被害に遭っている生徒がない確認する。
- 再発した場合の行動を確認する。（すぐに避難し、知らに来る等）
- 孤立しないように人間関係の支援をする。
- 良い点を見つけ、励ますなど自尊感情を高める取組をする。

### ◆ 加害生徒への対応

- 複数でのいじめの場合は、個別に話しをする。
- やってしまった事実をもれなく確認する（いつ・どこで・だれに・なにを・どのようにしたのか）。
- いじめに至る理由や不満、不安を傾聴し、受け止める。
- いじめという手段を使った過ちに気付かせる。
- 被害者の気持ちに気付かせる。
- 具体的に何が悪かったのか話させて謝罪をさせる。さらに、これからどうしていくのか決意を述べさせる。
- 被害者への言い分は、いじめたことへの謝罪をして、受け入れる気持ちになった上で行う。
- ターゲットや方法を変えて繰り返す可能性があることを意識し、継続して観察や指導をする。

### ◆ 周囲の生徒への対応

- 「いじめは加害者が100%悪い」と見解を統一する。
- いじめをなくすためにできることを一人一人に考えさせる。
- 情報収集を行う。
- 再発した場合の行動を確認する。（はやしたてず、被害生徒を加害生徒から遠ざける等）
- いじめ報告のシステムを作る。
- 休み時間等のトイレの巡視体制を強化する。
- 教師同士、スクールカウンセラーと情報交換をする。
- 学級通信等で保護者に情報発信し、情報提供を呼びかける。
- 教育相談の機会を設ける。
- いじめ防止の授業をする。

## いじめ対応チェックリスト（被害生徒保護者と加害生徒保護者への対応）

被害生徒、加害生徒への対応とともに心を砕いてほしいのが、保護者への対応である。初期対応が適切なものとなるように、事前・事中の確認に使用したい。

### ◆ 被害生徒の保護者への対応

- 被害生徒の立場に立った言動をとる。
- 速やかに事実を伝える。家庭訪問が望ましい。
- 保護者の要望を聞く。
- 今後の対応と方針を伝える。
- 話合いの場を設定する。
- できる限り一緒にいるなど、注意深く見てもらうよう協力を依頼する。
- 学校での様子等を伝えていく。

### ◆ 加害生徒の保護者への対応

- 学校が家庭と協力して解決する姿勢を示す。
- 速やかに事実を伝える。
- 保護者の気持ちをしっかり受け止める。
- 被害生徒・保護者及び、学校の解決策を具体的に示す。
- 話合いの場を設定する。
- 加害生徒の頑張っている点や反省の見られる点を伝える。

丁寧な初期対応が肝心です。

